

# IFRS解釈指針委員会ニュース

2015年7月14日に開催されたIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」)の会議において、IFRIC解釈指針、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2015年6月及び7月に開催された国際会計基準審議会(以下「IASB」)の会議において、IFRS-ICの提案等に基づいて審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の状況を「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。



## 【要約】

- IFRIC解釈指針に関して、1つの論点に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。
- 会計基準の限定的改訂に関して、1つの公開草案が公表された。2つの公開草案に関するコメントに基づいて再審議が行われた。1つの公開草案の最終基準化に向けて再審議及び最終確認手続が行われた。また、1つの公開草案の公表を中止することが決定された。
- IFRSの年次改善に関して、2014–2016年サイクル及び2015–2017年サイクルに含まれる2つの論点について審議が行われた。
- 2015年7月のIFRS-IC会議において、1つのアジェンダ却下通知を確定し、2つのアジェンダ却下通知案を公表した。
- 上記の他に、2つの論点について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。

## 【IFRIC解釈指針】

IFRIC解釈指針は、特定の基準書の適用上の論点に関する解釈である。現在、以下のIAS第12号「法人所得税」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われている(詳細は「[論点サマリー:IFRIC解釈指針案](#)」を参照)。

### ■ 【IAS第12号】法人所得税の不確実性の会計処理

2015年7月のIFRS-IC会議、2015年6月及び7月のIASB会議において審議は行われていない。2015年9月までにIFRIC解釈指針案を公表する予定である。

### ■ 【IAS第16号】有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理

2015年7月のIFRS-IC会議、2015年6月及び7月のIASB会議において審議は行われていない。今後のIFRS-IC会議において引き続き審議する予定である。

### ■ 【IAS第21号】外貨建取引及び前受(前払)対価

2015年6月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。2015年12月までにIFRIC解釈指針案を公表する予定である。

## 【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度が高く、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。現在、5つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案が公表済であり、1つの会計基準の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されている。

### ■ 会計基準の限定的改訂—公開草案公表済

IASBは2015年6月に、IFRS-ICにおいて議論された公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」を公表した。コメント期限は2015年10月19日である。

2015年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」に関するコメントに基づいて再審議を行った。その結果、公開草案に含まれている以下の3つの論点及び移行規定について明確化したうえで、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案する予定である。

- 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響
- 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類
- 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理

2015年7月のIASB会議において、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定（IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案）」について引き続き再審議が行われたが、重要な意思決定には至らなかった。

2015年6月のIASB会議において、IASBは、IFRS-ICの提案に基づいて公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識（IAS第12号の改訂案）」について再審議を行い、設例や移行規定等を修正することを条件に、本改訂案を最終基準化することを決定した。また、2015年7月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて最終確認手続が行われ、本改訂の適用日を2017年1月1日とし、早期適用を認めることを決定した。最終基準書は、2015年12月までに公表する予定である。

以上の公開草案のほか、IFRS-IC会議において議論された論点に関する以下の1つの公開草案が公表されているが、2015年7月のIFRS-IC会議、2015年6月及び7月のIASB会議において、再審議は行われていない（詳細は「[論点サマリー：会計基準の限定的改訂－公開草案公表済](#)」を参照）。

- 公開草案「負債の分類（IAS第1号の改訂案）」

#### ■ [会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定・中止](#)

IASBは、2015年9月までにIAS第40号「投資不動産」に関する限定的改訂案を公表する予定である。この改訂案に関する審議及び最終確認手続はすでに終了している。

IASBは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に関する限定的改訂案を公表する予定であったが、2015年7月のIASB会議において、この公開草案を公表せず、公開草案に含める予定であった論点を持分法の会計処理に関する研究プロジェクトに含めることを決定した（詳細は「[論点サマリー：会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定](#)」を参照）。

## 【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改訂を約1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。現在、進行中のものは次のとおりである（詳細は「[論点サマリー：IFRSの年次改善（2014-2016年サイクル）](#)」、「[論点サマリー：IFRSの年次改善（2015-2017年サイクル）](#)」を参照）。

サイクル	公開草案	最終基準書
2014-2016年	2015年9月-12月公表予定	未定
2015-2017年	未定	未定

2014-2016年サイクルに関しては、2015年7月のIASB会議において、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に関する次の論点について審議した。また、2015年-2017年のサイクルに関しては、2015年7月のIFRS-IC会議において、IAS第23号「借入コスト」に関する次の論点について引き続き審議が行われた。

#### ■ [【IFRS第12号】開示規定の範囲に関する明確化](#)

IASBは、売却目的保有または非継続事業に分類した他の企業に対する持分にIFRS第12号の開示規定（B10項-B16項を除く）を適用しなければならないことを明確化する改訂案及びこの改訂案を遡及適用することについて決定した。

#### ■ [【IAS第23号】資産化後に発生した特定借入の借入コスト](#)

IFRS-ICは、当期の資産化対象特定借入コストを除き、すべての借入コストを一般目的の借入コストに含めることを明確化する改訂案及びこの改訂案を将来に向かって適用することについて決定した。今後のIASB会議において、この改訂案をIFRSの年次改善としてIASBに提案する予定である。

## 【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2015年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に関する1つのアジェンダ却下通知を確定した。また、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第38号「無形資産」に関する2つのアジェンダ却下通知案を公表した。コメント期限は2015年9月28日である。（詳細は「[論点サマリー：アジェンダ却下通知](#)」を参照）。

## 【その他の論点等】

2015年7月のIFRS-IC会議において、「今後の取扱いを検討中」の論点として、IFRS第11号「共同支配の取決め」に関する以下の論点について審議が行われた。また、2015年7月のIASB会議において、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関する以下の論点について審議が行われた（詳細は「[論点サマリー：その他の論点](#)」を参照）。

#### ■ [【IFRS第5号】範囲及び開示の規定に関する論点](#)

IASBは、IFRS第5号に関する中長期的に検討すべき論点を今後のアジェンダコンサルテーションに含み、その他の短期的論点についてはアジェンダ却下通知を公表する方向でIFRS-ICで引き続き検討することを決定した。

#### ■ [【IFRS第11号】共同支配事業に対する追加の持分を取得することにより共同支配事業者とになった場合の既存の持分の再測定の要否](#)

IFRS-ICは、共同支配事業に対する共同支配を獲得したケース等をプロジェクトの範囲に含めることを決定した。今後のIFRS-IC会議において引き続き検討する予定である。

## 【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中のIFRIC解釈指針案、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>IFRIC解釈指針案</b>			◆ 2015年6月・7月のIASB会議における審議
法人所得税の不確実性の会計処理	IAS第12号「法人所得税」	<p>税務調査による追徴税額を法令に基づき直ちに納税する必要があるものの、会社が不服申立てを行う予定である場合、既支払額に係る資産の認識要件としては、IAS第12号の「可能性が高い(probable)」を参照すべきか、IAS第37号の「ほぼ確実(virtually certain)」を参照すべきか。</p> <p>また、税務上のポジションに不確実性がある場合の当期税金をどのように測定するか。</p>	<p><b>【審議の状況】</b> IFRS-ICは、2014年1月に公表したアジェンダ却下通知案に関して寄せられたコメントに基づいて、2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において再審議した。その結果、認識については、2014年7月のIFRS-IC会議においてアジェンダ却下通知を確定させた。また、測定については、2014年9月のIFRS-IC会議において、範囲及び会計単位等を明確にしたうえでさらなる分析と検討を進めることとされ、2014年11月のIFRS-IC会議において、最頻値法または期待値法を用いて測定を行うことが暫定的に決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて、以下のとおり暫定的に決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当期税金に加えて繰延税金の会計処理における不確実性の影響に関するガイドンスを範囲に含める。</li> <li>● 当期税金及び繰延税金を測定する際の不確実性の反映方法に関する開示規定等も含める。</li> <li>● 将来に向かって適用する。</li> </ul> <p>2015年4月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。2015年9月までに公表する予定である。</p>
有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理	IAS第16号「有形固定資産」	<p>有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を拡充すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当期純利益に含めて認識する。</li> <li>● 有形固定資産の原価に含めて認識する。</li> </ul>	<p><b>【審議の状況】</b> 2014年7月のIFRS-IC会議における審議の結果、アジェンダ却下通知案が公表されたが、それに関して寄せられたコメントに基づいて再審議し、2014年11月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加することが決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、試運転の意味合いに分析の焦点を置くべきことや、IAS第16号上、収入は試運転にのみ関連付けられている点などについて議論が行われた。2015年5月のIFRS-IC会議において試運転の意味合い及び開示規定について引き続き議論が行われ、IFRIC解釈指針案を公表することが暫定的に決定された。今後のIFRS-IC会議において、具体的なIFRIC解釈指針案について審議する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>IFRIC解釈指針案(続き)</b>			
外貨建取引及び前受 (前払)対価	IAS第21号 「外国為替レート の変動の影響」	返還不能な前受金がある場合を含めて、外貨建収益取引は、どの為替レートで換算すべきか。	<p>◆ 【審議の状況】 2014年11月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、この論点をアジェンダに追加した。2015年1月のIFRS-IC会議において、IAS第21号第22項に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて以下の点について暫定的に決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正価値で当初認識するものや保険契約、法人所得税を除き、資産・費用・収益の認識に関して、非貨幣性項目に該当する前受けまたは前払いでの外貨建対価が生じる取引を範囲に含める。</li> <li>● 支払が複数にわたるような、段階的に取引を認識する場合、各段階の取引日レートを用いることとし、その後に換算替えを行わないことを明確化する。</li> <li>● 適用日はIFRS第15号「顧客との取引から生じる収益」よりも前には設定しない。早期適用は認める。移行規定を設けるが、IFRS初度適用企業のための移行規定は設けない。</li> </ul> <p>2015年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針案を審議し、その適用範囲、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」との関係や移行規定について暫定的に決定した。2015年5月のIFRS-IC会議において、売掛債権及び買掛債務等の貨幣性項目の換算替えから生じる為替差損益の表示に関する論点について審議したものの、IFRIC解釈指針案の論点と異なる論点であるため、結論の根拠においてこの論点について触れないことが決定された。2015年6月のIASB会議において、IFRIC解釈指針案の公表に向けて確認が行われた。2015年12月までに公表する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済			 2015年7月のIFRS-IC会議における審議  2015年6月・7月のIASB会議における審議
公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」 <sup>1</sup>	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響</li> <li>● 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類</li> <li>● 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理</li> </ul>	 【再審議の状況】2015年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案に対するコメントに基づいて再審議を行った。その結果、左記の3つの論点について、公開草案での提案事項のさらなる明確化及び単純化の要請に応えるため、以下を反映したうえで、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案する予定である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案された会計処理の適用範囲の明確化</li> <li>● 設例の追加</li> <li>● 結論の根拠での説明や他の基準への参照の追加</li> </ul> <p>また、移行規定について、公開草案の提案事項を既存の権利未確定の株式に基づく報酬や新規の株式に基づく報酬にどのように適用するかに関する説明を追加することをIASBに提案する予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】未定</p>
ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定  (公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」 <sup>2</sup> )	IFRS第13号 「公正価値測定」	公開草案において、相場価格のある金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクspoージャーで管理している金融商品のグループについては、ネット・エクspoージャーに相場価格を乗じたものを公正価値として測定することが提案されている。	 【再審議の状況】2015年3月及び4月のIASB会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて引き続き再審議が行われた。2015年4月のIASB会議において、この公開草案に含まれている例示についてはIFRS第13号の規定を適切に表現していることが確認されたが、実務上ばらつきが生じていないことに鑑み、別個の文書として公表する必要ないと決定された。2015年7月のIASB会議において、引き続き再審議をしたが、重要な意思決定には至らなかった。今後のIASB会議において、引き続き再審議を行う予定である。 <p>【最終基準書公表予定】未定</p>

1 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「株式に基づく報酬の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」を公表IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」を公表を参照

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表済(続き)</b>			
公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案) <sup>3</sup>	IAS第1号 「財務諸表の表示」	<p>公開草案において、負債の流動・非流動の分類について以下を明確化することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 負債の流動・非流動の分類は、報告期間の末日において存在する権利に基づいて行われること</li> <li>● 負債の決済と企業から流出する資源との関係</li> </ul>	<p><b>【再審議の状況】</b> 公開草案に関するコメント期限は2015年6月10日に終了し、寄せられたコメントに基づいて今後の会議において再審議が行われる予定である。</p> <p><b>【最終基準書公表予定】</b> 未定</p>
公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案) <sup>4</sup>	IAS第12号 「法人所得税」	<p>公開草案において、繰延税金資産の認識の判断を行う際に検討する将来の課税所得の範囲を明確にし、公正価値で測定される負債性金融商品に未実現損失が生じている場合の繰延税金資産の認識方法について、設例を追加することが提案されている。</p>	<p><b>◆ 【再審議の状況】</b> 2015年3月のIFRS-IC会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議が行われた結果、以下の項目について修正したうえで、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案する予定とされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 例示をより簡潔にすることに加え、例示における負債性金融商品が公正価値で測定されること等を明記する。</li> <li>● 限定的追溯方法をより明確に記載する。</li> <li>● 将来減算一時差異の評価に用いる「控除項目を除く課税所得」の意味を結論の根拠において記載する。</li> </ul> <p>2015年6月のIASB会議において、IASBは、設例や移行規定等を修正することを条件に、本改訂案を最終基準化することを決定した。また、2015年7月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて最終確認手続を行い、本改訂の適用日を2017年1月1日とし、早期適用を認めることを決定した。最終基準書は、2015年12月までに公表する予定である。</p> <p><b>【最終基準書公表予定】</b> 2015年9月-12月</p>
公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案) <sup>5</sup>	IAS第19号 「従業員給付」 IFRIC解釈指針 第14号 「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	<p>本公開草案は、報告期間の途中で制度改訂、縮小または清算が生じ、再測定を行った場合の会計処理、及び特定の場合における確定給付制度からの返還の利用可能性の判断について提案している。</p>	<p><b>【再審議の状況】</b> 公開草案公表中</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2015年10月19日</p>

3 詳細は、IFRSニュースラッシュ：IASB、公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」を公表を参照

4 詳細は、IFRSニュースラッシュ：IASB、公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」を公表を参照

5 詳細は、IFRSニュースラッシュ：IASB、公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定</b>			
投資者とその関連会社または共同支配企業との間での資産の売却または拠出	IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業とのダウンストリーム取引において、利得の金額がその関連会社または共同支配企業に対する投資額を超える場合の相殺消去方法（投資額を限度とすべきか／利得の全額を消去する場合、何と相殺消去すべきか）を明確化する。	<p>◆【審議の状況】2013年3月及び5月のIFRS-IC会議において審議が行われ、利得の全額を相殺消去し、投資額を超える利得の金額を繰延収益として認識することが提案された。2013年7月のIASB会議において、この提案はIASBにより承認された。2015年2月のIASB会議において、以下の「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」とIAS第28号第31項との不整合と合わせる形で、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。ただし、2015年7月のIASB会議において、本公開草案の公表を中止し、持分法の会計処理に関する研究プロジェクトに含めてこの論点の検討を進めることが決定された。</p> <p>【公開草案公表予定】中止</p>
「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」 <sup>6</sup> とIAS第28号第31項との不整合	IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	2013年7月のIFRS-IC会議において、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」における提案を確定すべきであると決定されたが、IAS第28号第31項はこの提案と整合していないため、同項を削除すべきか。	<p>◆【審議の状況】2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第28号第31項は公開草案（及び現行の規定）と整合していないため削除することを決定したが、2014年2月及び3月のIASB会議において、IAS第28号第31項を削除せず、資産の拠出との交換により関連会社または共同支配企業から受け取った資産に係る利得または損失を、関連のない投資者による持分の範囲内で認識するよう、IAS第28号第31項を改訂することが決定された。2015年2月のIASB会議において、上記の「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出」と合わせる形で、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。ただし、2015年7月のIASB会議において、本公開草案の公表を中止し、持分法の会計処理に関する研究プロジェクトに含めてこの論点を検討を進めることが決定された。</p> <p>【公開草案公表予定】中止</p>

<sup>6</sup> 詳細は、IFRSニュースプラス：IASB、「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定(続き)</b>			
投資不動産の振替え	IAS第40号 「投資不動産」	建設中の投資不動産の用途変更が明らかな場合、棚卸資産から投資不動産へ振り替えるべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2015年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICはこの論点について審議した結果、建設中または開発中の投資不動産について、用途変更の発生が証明される場合に限り投資不動産への振替えまたは投資不動産からの振替えを求めるよう、IAS第40号の限定的改訂をIASBに提案することを決定した。2015年4月及び5月のIASB会議において、IASBは、概ねIFRS-ICの提案どおり、この限定的改訂案を決定し、公開草案の公表に向けて最終確認手続を行った。</p> <p><b>【公開草案公表予定】</b> 2015年7月－9月</p>
IFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)			<p><b>◆ 2015年6月・7月のIASB会議における審議</b></p> <p><b>【公開草案公表予定】</b> 2015年9月－12月</p>
短期的な免除規定の削除	IFRS第1号 「国際財務報告基準の初度適用」	<p>以下の短期的な免除規定について、不要となつたときに削除することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS第1号E3項－E7項における免除規定(2016年7月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)</li> <li>● IFRSの年次改善(2012-2014年サイクル)において提案されているIFRS第7号「金融商品：表示」の改訂に関する免除規定(2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)</li> </ul>	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年12月のIASB会議において審議が行われ、左記のとおりの改訂を行うことが決定された。2014年7月のIASB会議において、IASBは、2013-2015年サイクルを中止し、本改訂案を2014-2016年サイクルに含めることを決定した。2015年4月及び5月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて承認及び最終確認手續が行われた。</p>
開示規定の範囲に関する明確化	IFRS第12号 「他の企業への関与の開示」	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づいて、売却目的保有または非継続事業に分類した他の企業に対する持分にIFRS第12号の開示規定を適用することが要求されるか。	<p><b>◆ 【審議の状況】</b> 2015年5月のIFRS-IC会議において、IFRS第5号及びIFRS第12号の開示規定について審議が行われた。2015年7月のIASB会議において、IASBは、売却目的保有または非継続事業に分類した他の企業に対する持分にIFRS第12号の開示規定(B10項-B16項を除く)を適用しなければならないことを明確化する改訂案、及びこの改訂案を遡及適用することについて決定した。また、公開草案の公表に向けて最終確認手續も行われた。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>IFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)(続き)</b>			
投資先の公正価値測定	IAS第28号 「関連会社または共同支配企業に対する投資」	IAS第28号第18項において、ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業に対する投資の評価に例外的に公正価値評価が認められるが、そのような評価は企業が会計方針として選択するものか、もしくは、関連会社または共同支配企業ごとに評価することができるか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2015年1月のIASB会議において、2014年11月のIFRS-IC会議における提案に基づいて審議が行われた結果、以下のケースについて投資ごとに選択できることを明確化する改訂案をIFRSの年次改善として公表することが暫定決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業について当期純利益を通じて公正価値で測定するケース</li> <li>● 投資企業でない企業が有する投資企業である関連会社または共同支配企業に対して持分法を適用する場合で、その投資企業の公正価値測定を引き継ぐケース</li> </ul> <p>2015年4月及び5月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて承認及び最終確認手続が行われた。</p>
<b>IFRSの年次改善(2015-2017年サイクル)</b>			
資産化後に発生した特定借入の借入コスト	IAS第23号 「借入コスト」	適格資産に係る資産化が終了した後に発生した特定の借入コストを一般借入に含めて他の適格資産に係る借入コストの資産化率を算出すべきか否か。	<p><b>★ 2015年7月のIFRS-IC会議における審議</b></p> <p><b>【公開草案公表予定】</b> 未定</p> <p><b>★ 【審議の状況】</b> 2015年5月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第23号第14項の規定を明確化する改訂を行うことが暫定的に決定された。2015年7月のIFRS-IC会議において、当期の資産化対象特定借入コストを除き、すべての借入コストを一般目的の借入コストに含める改訂案、及びこの改訂案を将来に向かって適用することを決定した。今後のIASB会議において、この改訂案をIFRSの年次改善としてIASBに提案する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知</b>			<span style="color: #800000;">●</span> 確定 <span style="color: #A52A2A;">■</span> 公表中 <span style="color: #C8E6C9;">▲</span> 新規公表
長期供給契約	IAS第2号 「棚卸資産」  IAS第38号 「無形資産」	原材料を購入する際に重要な前払を行った場合、棚卸資産の帳簿価格に貨幣の時間価値を反映すべきか。	<span style="color: #C8E6C9;">▲</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、アウトーリーチを実施した結果、棚卸資産に関する長期供給契約について限られた情報しか入手できなかつたため、この論点を取り扱うことができないと判断した。ただし、棚卸資産の長期供給契約に資金調達要素を識別する場合、その要素を別個に会計処理すべきであると指摘した。 <b>【コメント期限】</b> 2015年9月28日
非流動資産の税務基準額について換算レートの変動から生じる一時差異に関する繰延税金の当期純利益での認識	IAS第12号 「法人所得税」	非貨幣性の資産及び負債の税務基準額が企業の機能通貨ではない通貨により決定される場合、換算レートの変化により生じる税務基準額の変動に係る繰延税金を当期純利益に含めて認識すべきか。	<span style="color: #C8E6C9;">▲</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】 IAS第12号第41項において、為替レートの変動により一時差異が生じ、繰延税金資産または負債が生じる場合、これによる繰延税金は当期純利益に計上されることが明示されている。このためIFRS-ICは、IFRSの既存の規定は既に十分なガイダンスを提供していることから、論点をアジェンダに追加しないことを決定した。 <b>【コメント期限】</b> 2015年9月28日
将来勤務に関連する拠出に関する最低積立要件	IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	将来勤務をカバーする掛金拠出に関する将来分の最低積立要件は、拠出率が信託管理人によって、例えば毎年交渉され、合意された拠出額が一定の期間にわたって支払われるなどの特定の状況下においては、その一定の期間にだけ適用されるか。	<span style="color: #800000;">●</span> 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、左記の状況下では、将来勤務のための現在における積立の原則が、今後も継続するということを企業が想定すべきであると指摘した。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)</b>			 <b>2015年7月のIFRS-IC会議における審議</b>  <b>2015年6月・7月のIASB会議における審議</b>
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS第3号 「企業結合」	取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取申出は非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)と経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。</p>
範囲及び表示の規定に関する論点	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	<p>以下の範囲、測定、表示及び開示に関する論点について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 論点①: 売却目的保有の範囲</li> <li>● 論点②: 処分グループが主に金融商品から構成される場合の会計処理</li> <li>● 論点③: 処分グループの帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値との差額がその処分グループ中の非流動資産の帳簿価額を上回る場合の減損損失</li> <li>● 論点④: 処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れ</li> <li>● 論点⑤: 処分グループに含まれている非流動資産に対する減損損失の配分の範囲</li> <li>● 論点⑥: 非継続事業の定義及び開示</li> <li>● 論点⑦: 非継続事業から生じるその他の包括利益の表示方法</li> <li>● 論点⑧: 非継続事業を表示するにあたり、「主要な事業分野」という概念の適用方法</li> <li>● 論点⑨: 継続事業と非継続事業との間で行われる取引の表示</li> <li>● 論点⑩: 子会社及び非流動資産から構成される処分グループの処分計画を変更した場合の表示方法</li> <li>● 論点⑪: 売却目的保有に分類した子会社に対するIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用</li> </ul>	<p><b>【審議の状況】</b> IFRS-ICは、2013年9月から左記のIFRS第5号に関する論点について検討している。2015年5月のIFRS-IC会議において、今後の進め方についてIASBの意向を確認することが決定された。その結果、2015年7月のIASB会議において、IASBは、以下のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 論点⑤及び論点⑨については、アジェンダ却下通知を公表する方向でIFRS-ICにおいて引き続き検討する。</li> <li>● 論点⑪については、IFRS第12号の開示規定を明確化する改訂案をIFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)に含める(詳細は「<a href="#">論点サマリー: IFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)</a>」を参照)。</li> <li>● 上記以外の論点については、アジェンダコンサルテーションにおいて、今後の方向性について意見を求める。</li> </ul>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b>			
共同支配事業に対する追加の持分を取得することにより共同支配事業者となった場合の既存の持分の再測定の要否	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配事業に対する追加の持分を取得し、共同支配事業者となった(すなわち、共同支配を獲得した)場合、その共同支配事業に対する既存の持分を公正価値によって再測定すべきか。	<p> <b>【審議の状況】</b> 2015年7月のIFRS-IC会議において審議した結果、以下の取引をプロジェクトの範囲に含めることを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同支配事業に対する共同支配を獲得したケース</li> <li>● 支配を喪失することにより、共同支配事業に対する共同支配事業者となったケース、または取引後に共同支配事業に対する当事者となったケース</li> <li>● 共同支配事業に対する持分の変更により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得したケース</li> </ul> <p>将来のIFRS-IC会議において引き続き検討する予定である。</p>
会計方針の変更と会計上の見積りの変更	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	<b>【審議の状況】</b> 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案された。2014年3月のIFRS-IC会議において再審議が行われ、IFRS-ICは、見積り方法の変更が生じ得る状況についての追加ガイダンスが有用であると指摘した。2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた結果、開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。
有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い	IAS第16号「有形固定資産」 IAS第38号「無形資産」	有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。	<b>【審議の状況】</b> IFRS-ICは2011年11月から検討を開始し、議論を重ねた結果、2013年7月のIASB会議において、リース及び概念フレームワークの一部と関連しているため、2013年5月公表の公開草案「リース」 <sup>7</sup> に関する再審議後に再検討することを決定した。2014年7月のIFRS-IC会議において、この論点の進捗について確認が行われた。リースの再審議が終了してから、この論点の審議を再開する予定である。

<sup>7</sup> 詳細は、IFRSニュースプラス : IASB、公開草案「リース」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b>			
ファンドに対するファン ドマネジャーの重要な 影響力	IAS第28号 「関連会社及び共 同支配企業に対 する投資」	ファンドに対して投資しているファンドマネ ジャーが、IFRS第10号において代理人である と判断された場合、そのファンドに対して重要 な影響力を有するか否かを判定すべきか。 また、その判定はどのように行うべきか。	<b>【審議の状況】</b> 2014年9月のIFRS-IC会議 において、IFRS-ICは、アジェンダ却下通知 案を公表し、ファンドマネジャーが重要な影 響力を有するか否かを判定すべきであると 指摘した。ただし、2015年1月のIFRS-IC会 議において、代理人として財務上及び経営 上の意思決定に参加するパワーが重要な影 響力にどのような影響を及ぼすかについ ては合意には至らなかった。今後、持分法に 関するIASBの研究プロジェクトにこの論点 が含まれない場合、IFRS-ICはこの論点を 再検討する予定である。
銀行の財務諸表にお ける自行発行プリペイ ドカードに関する負債 の分類	IAS第32号 「金融商品:表示」	銀行が有効期限のない返金不能なプリペイド カードを発行した場合、貸方は金融負債と 考えるか、または非金融負債と考えるか。	<b>【審議の状況】</b> 2014年11月のIFRS-IC会議 において審議した結果、銀行が有効期限の ない返金不能なプリペイドカードを発行した 場合、金融負債の定義を満たすため、IFRS 第9号(IAS第39号)に従って処理することが 確認された。ただし、非金融機関がロイヤリ ティ・プログラムやプリペイドカードを発行す るケースとの関連性について懸念が示され たため、2015年1月のIFRS-IC会議において さらなる検討が行われた。具体的な決定に は至らなかったため、今後のIFRS-IC会議 において引き続き議論する予定である。
非支配持分に対する 売建プット・オプション (NCIプット)	IAS第32号 「金融商品:表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売建 プット・オプション(NCIプット)を、どのように 会計処理すべきか。	<b>【審議の状況】</b> 2012年6月にIFRIC解釈指 針案「非支配持分に対する売建プット・オプ ション」が公表されたが、寄せられたコメント を踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議にお いて、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様 に純額ベースの公正価値で測定すべきで あると決定し、2013年3月のIASB会議にお いて提案した結果、IASBが引き続き検討す る予定である。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

#### IFRSアドバイザリー室

[azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

あずさ監査法人では、2015年7月の  
IFRS解釈指針委員会の会議概要に  
関するオンライン解説「IFRS-IC会議  
速報」を作成中です。後日、IFRSサ  
イトに掲載する予定です。